

シャリッとさんデザイン使用ガイドライン

(趣旨)

第1条 この規程は、知床斜里マスコットキャラクター「シャリッとさん」のデザインを使用したい場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用承認申請)

第2条 デザインの使用希望するものは、あらかじめ、デザイン使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、（社）斜里青年会議所（以下「斜里JC」という）に提出し、その許可を受けなければならない。

(デザイン使用の許可)

第3条 斜里JCは、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザインの使用を許可する。

- 一 斜里町の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- 二 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- 三 特定の個人、企業、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- 四 その他、斜里JCがデザインの使用について不適當であると認めるとき。

2 前項の許可は、デザイン使用許可書（様式第2号）をもって行う。

(使用料)

第4条 デザイン使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 デザイン使用許可を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 許可された用途のみに使用すること。
- 二 使用するデザインは原版を遵守すること。デザインの変更及び改変は禁止する。
- 三 その他、許可者が特に付した条件に従って使用すること。

(許可の取消)

第6条 デザイン使用許可を受けた者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他のこの規程に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合、デザイン使用許可を受けた者に損害が生じても、斜里JCはその責めを負わない。

(許可者の責任)

第7条 デザインの使用により、デザイン使用許可を受けた者が被った被害に対しては、斜里JCは一切その責めを負わない。

(補則)

第8条 この規程に定めるものの他、デザインの使用に係る必要な事項は、斜里JCが別に定める。

附則

この規程は、平成25年4月17日より施行する。

デザイン使用申請書

平成 年 月 日

一般社団法人斜里青年会議所

申請者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者名）

印

下記のとおり、知床斜里マスコットキャラクター「シャリッとさん」のデザインを使用したいので申請します。

記

1 使用用途

2 使用期間

3 連絡先（担当者、電話番号）

4 添付書類